

働きやすい職場環境のための人事制度一覧

★子育て支援

1 妊娠がわかったら

- ・妊産婦の保健指導・健康診査休暇（職務専念義務免除）

妊娠中又は出産後、保健指導や健康診査を受ける場合取得できます。

- ・妊娠に起因する疾病にかかる休暇（病気休暇）

妊娠に起因する疾病の場合取得できます。

2 出産前後

- ・産前・産後休暇（特別休暇）

女性職員が出産する場合取得できます。

- ・男性の育児参加のための休暇（特別休暇）

妻の産前産後期間中に、子を養育する場合取得できます。

- ・配偶者の出産に伴う休暇（特別休暇）

妻の出産に伴う入退院・出産時の付き添い、入院中の世話、出生の届出等のための取得
できます。

3 育児休業（無給）

子の養育に専念するための休業です。男女を問わず取得できます。

4 復帰後

- ・育児時間休暇（特別休暇）

子の授乳・保育園への送迎等の保育を行うため取得できます。

- ・育児部分休業（無給）

子の養育のため、勤務時間の一部を休業することができます。

- ・育児短時間勤務

子の養育のため短時間勤務をすることができます。

- ・早出遅出勤務

保育園等への送り迎え等、正規の勤務時間の始期又は終期までに勤務が困難な場、早出勤、遅出勤務をすることが出来ます。

- ・深夜勤務の制限

小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員が請求した場合、深夜に勤務させることはできないこととなっています。

- ・時間外勤務の制限

小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員が請求した場合、一定の時間を越えて時間外勤務をさせることはできないこととなっています。

- ・時間外勤務の免除

3歳未満の子がいる職員が請求した場合、時間外勤務をさせることは出来ないこととなっています。

5 子どもが病気やケガをしたら

- ・子どもの看護休暇（特別休暇）

子の負傷・病気による治療、療養中の看病や通院等の世話をする場合取得できます。

- ・短期介護休暇（特別休暇）

要介護者の介護が必要な場合取得できます。

- ・介護休暇（無給）

要介護者の介護に専念する場合取得できます。

- ・介護時間（無給）

要介護者の介護が必要な場合、勤務時間の一部を休業することが出来ます。

★休暇制度

1 年次有給休暇 年20日

2 職務専念義務免除 人間ドッグや妊婦健診など

3 病気休暇 年90日の範囲内

4 組合休暇（無給） 職員団体の業務に従事する際に年間30日まで

5 特別休暇 前記したもの以外に以下の特別休暇あり

- ・ 公民権行使休暇 ・ 官公署出頭休暇 ・ 骨髄移植休暇 ・ 社会貢献活動休暇
- ・ 結婚休暇 ・ 不妊治療休暇 ・ 生理休暇 ・ 忌引き休暇
- ・ 父母の追悼休暇 ・ 夏季休暇 ・ 現住居滅失休暇 ・ 出勤困難休暇
- ・ 通勤途上の危機回避休暇

★その他人事制度や自己啓発関係

1 メンター制度（令和6年6月から実施）

2 lon I 面談（随時実施）

3 自主研究グループ活動助成

町政に関する自主的な政策研究を行う職員グループに対し、その活動に係る経費を助成します。

4 資格取得等助成

業務の推進に有効と思われる資格等の取得に要する費用の一部を助成します。

5 特殊免許証等取得費用助成

特殊免許証の取得等に要した経費を助成します。

6 地域貢献活動

町内外の地域の発展、活性化に寄与する活動である場合、報酬を得て行う活動であっても兼業として許可します。

★各種相談窓口

1 ハラスメント

ハラスメントに関する相談窓口があります。

2 内部公益通報

町政運営上の不正を見聞きした場合は、内部公益通報を行うことができます。

3 メンタルヘルス

メンタルヘルスの不調がある場合や不調を来たしそうなときは相談窓口があります。